

【本編】

**I 子育て配慮住宅の配慮テーマ及び
配慮事項のポイント**

I 子育て配慮住宅の配慮テーマ及び配慮事項のポイント

子育て配慮住宅の計画手法に係る基本的視点と配慮テーマを提示した上で、配慮テーマごとの計画上の配慮事項のポイントについて解説する。

I. 1 子育て配慮住宅に係る基本的視点と配慮テーマ

I. 1. 1 子育て配慮住宅の基本的視点

(1) 高い基本性能の確保

- 子育て配慮住宅は、住宅の基本性能について一定の高い水準を確保することが求められる。例えば、子どもや妊婦は災害時には要支援者となりやすいことや、子育て世帯はエネルギー価格の高騰等の影響を受けやすいことなどから、高い耐震性能やライフサイクルを通じての省CO₂を達成できる省エネ性能の確保などが特に求められる。

(1)-1 「住宅性能表示制度」の活用

- 高い基本性能を確保するため、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」の活用が考えられる。同制度は、住宅の性能を共通のルールで表示するしくみで、次の10分野（新築住宅：33項目、既存住宅：35項目）が住宅性能表示事項となっている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 構造の安定に関すること【必須】② 火災時の安全に関すること③ 劣化の軽減に関すること【必須】④ 維持管理・更新への配慮に関すること【必須】⑤ 温熱環境・エネルギー消費量に関すること【必須】⑥ 空気環境に関すること⑦ 光・視環境に関すること⑧ 音環境に関すること⑨ 高齢者等への配慮に関すること⑩ 防犯に関すること |
|---|

- このうち、必須項目は4分野（10項目）であり、耐震性能（構造の安定に関すること）や省エネ性能（温熱環境・エネルギー消費量に関すること）は必須項目に該当する。その他は選択項目であり、評価を受けるかどうかを自由に選択できる。また、住宅性能の評価は、国土交通大臣が定める評価方法基準に基づき実施され、評価結果は等級や数値などで表示される。等級は数字が大きいほど性能が高いことを表すように設定されている。

〈耐震性能について〉

- 耐震性能については、「① 構造の安定に関すること」において、「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」の3項目で評価・表示される。各項目の評価基準・結果の等級を表I.1に示す。

- 耐震性能については、等級 1 が建築基準法の求める耐震性能レベルとなる。高い耐震性の確保のためには、等級 2 以上の達成が望まれる。

表 I.1 「耐震等級」について

項目	評価結果（等級）		適用範囲
①-1 耐震等級 （構造躯体の 倒壊等防止）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ		戸建住宅又は 共同住宅 （免震建築物 以外）
	3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力の 1.5 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	2	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	1	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力に対して倒壊、崩壊等しない程度 【建築基準レベル】	
①-2 耐震等級 （構造躯体の 損傷防止）	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ		戸建住宅又は 共同住宅 （免震建築物 以外）
	3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力の 1.5 倍の力に対して損傷を生じない程度	
	2	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力の 1.25 倍の力に対して損傷を生じない程度	
	1	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力に対して損傷を生じない程度 【建築基準レベル】	
1-3 その他 （地震に対す る構造躯体の 倒壊等防止及 び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であるか否か		戸建住宅又は 共同住宅
	<input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> その他		

〈省エネ性能について〉

- 「⑤ 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」については、「断熱等性能等級」、「一次エネルギー注¹⁾消費量等級」の 2 項目で評価・表示される。各項目の評価基準・結果の等級を表 I.2 に示す。

表 I.2 断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級について

項目	評価結果（等級）		適用範囲	
⑤-1 断熱等 性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度		戸建住宅又は 共同住宅の各 住戸	
	7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている		
	6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている		
	5	熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている 【ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準】		
		4		熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている 【省エネ基準】
	3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている		
	2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている		
1	その他			

表 I.2 断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級について（つづき）

項目	評価結果（等級）		適用範囲
⑤-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度		戸建住宅又は共同住宅の各住戸
	6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている【ZEH 基準】	
	5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている【省エネ基準】	
	4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている	
	3 ※	一次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている（※ 等級3は既存住宅のみ）	
1	その他		

- 省エネ性能については、令和7年（2025年）4月1日以降に建築（床面積10㎡以上が対象）される住宅を含むすべての建築物に省エネ基準適合が義務付けられる。すなわち、断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級5に該当するもので、この等級への適合が義務づけられる。
- また、「エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）」において、2030年度以降新築される住宅について、ZEH^{注2)}住宅基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すこととされており、断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6の確保が義務化される予定である。こうしたことを踏まえ、高い省エネ性能を有する住宅の建築に取り組むことが求められる。

注1) 一次エネルギーとは、石油、天然ガス、水力、原子力、風力、太陽光など、自然から直接採取できるエネルギーをいう。
 2) ZEH(ゼッチ:Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギーの消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
 詳しくは、下記の国土交通省住宅局 HP を参照されたい。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html

(1)-2 「長期優良住宅制度」の活用

- 高い基本性能を確保するためのもう一つの方法として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく「長期優良住宅制度」^{注3)}の活用が考えられる。長期優良住宅は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置講じられた優良な住宅であり、長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁に申請することで認定を受けることができる。
- 長期優良住宅（一戸建て・共同住宅等）の認定を受けるためには、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性、可変性（共同住宅等のみ）、バリアフリー性（共同住宅等のみ）、居住環境、住戸面積、維持保全計画、災害配慮の観点から定められている認定基準を満たす必要がある。
- 住宅性能表示制度に定められている性能項目については、同制度の評価方法基準に基づいており、例えば、耐震性については、耐震等級（倒壊等防止）が等級2以上（階数が2以下の木造建築物

等で壁量計算による場合にあつてはは等級3)を確保することが求められる。また、省エネルギー性については、断熱等性能等級が等級5以上、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級6の確保が求められる。

注3) 長期優良住宅について、詳しくは、下記の国土交通省住宅局 HP を参照されたい。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

(2)「子育て・子育て」や保護者の暮らしの観点から配慮が求められる視点

- 子育て配慮住宅は、(1)で述べたような高い基本性能を確保した上で、「子育て・子育て」や保護者である親^{注4)}の快適な暮らしの観点から、特に配慮が求められる視点として、図I.1に示す4つの基本的視点を設定している。
- 住宅を中心とした地域での子育て世帯の安全・安心で、快適な暮らしを支えるとともに、子どもの健やかな成長(子育て)を支えるという観点から、視点1～視点3を設定している。
- また、子育て・子育てという子どもを中心とした暮らしの視点に加えて、親が個々の生活者として快適に暮らせる環境も重要と考えられることから、視点4を設定している。

注4) 親以外の者が保護者として家庭での子育てを担う場合もあるが、親が中心となることが一般的であると考えられるため、以下では「親」という表記を用いる。親以外の者が保護者である場合は、親の表記をその者に読み替えて活用いただきたい。

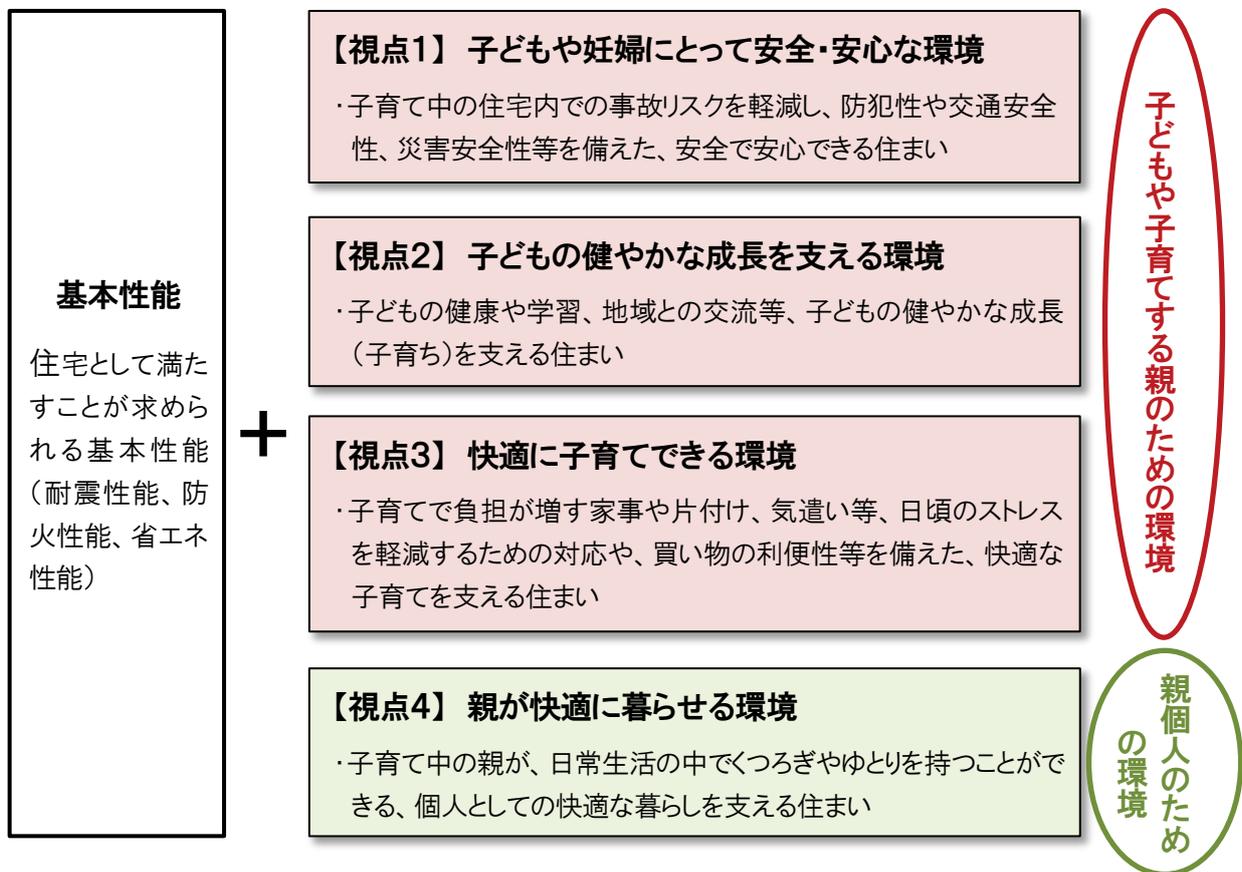


図 I.1 子育て配慮住宅に求められる基本的視点

I. 1. 2 子育て配慮住宅の配慮テーマ

- 4つの基本的視点に基づき、子育て配慮住宅を計画するうえでの視点（以下「計画的視点」という。）を設定し、それを具体的に計画につなげる際の配慮テーマを整理した。表I.1に示すとおり、1-1から4-1の計画的視点と計53の配慮テーマを設定している。
- なお、各配慮テーマは4つの基本的視点のいずれかに対応しているが、中には複数の視点に関係するテーマもある。そこで、表I.1では各配慮テーマと4つの基本的視点との対応関係について整理している。表中、最も対応する関係を◎印、対応する関係を○印で表示している。

表I.1 子育て配慮住宅の配慮テーマと4つの基本的視点との対応関係

計画的視点		配慮テーマ		基本的視点			
				視点1	視点2	視点3	視点4
1-1	住宅内での事故の防止	(1)	衝突による事故を防止する	◎			
		(2)	転倒による事故を防止する	◎			
		(3)	転落による事故を防止する (3)-1 バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止 (3)-2 階段からの転落の防止	◎			
		(4)	ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する	◎			
		(5)	危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	◎			
		(6)	感電や火傷を防止する	◎			
1-2	子どもの様子の見守り	(7)	子どもの様子を把握しやすい間取りとする	◎			
1-3	不審者の侵入防止	(8)	不審者の侵入を防止する	◎			
1-4	子どもの外出の安全・安心	(9)	落下物による危険を防止する	◎			
		(10)	敷地内での自動車事故を防止する	◎			
		(11)	交通安全性の高い地域に立地している	◎			
		(12)	防犯性の高い地域に立地している	◎			
1-5	災害への備え	(13)	災害時の避難経路の安全を確保する	◎			
		(14)	災害発生後の避難生活に備える	◎			
		(15)	災害安全性の高い地域に立地している	◎			

表 I.1 子育て配慮住宅の配慮テーマと4つの基本的視点との対応関係(つづき)

計画的視点		配慮テーマ		基本的視点			
				視点 1	視点 2	視点 3	視点 4
2-1	子どもの健康への配慮	(16)	健康に配慮した材料を使用する		◎		
		(17)	日当たり・採光や風通しを確保する		◎		
		(18)	感染症を予防する工夫をする		◎		
2-2	親子がふれあえる空間づくり	(19)	キッチンの広さと使いやすさを確保する		◎	○	
		(20)	リビングの広さと使いやすさを確保する		◎	○	
		(21)	浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する		◎	○	
		(22)	寝室の広さと使いやすさを確保する		◎	○	
2-3	子どもの成長を支える空間づくり	(23)	トイレの広さを確保する		◎	○	
		(24)	子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする		◎		
		(25)	土や水に触れられる環境を確保する		◎		
		(26)	子どもの成長に合わせて個室を確保する (26)-1 住宅の広さを確保する (26)-2 間取りの可変性を確保する		◎		
2-4	多様な人々との交流	(27)	子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある		◎	○	
		(28)	地域の多様な世代の人と交流しやすい環境にある	○	◎	○	
		(29)	祖父母等と交流しやすい環境にある		◎	○	
2-5	子育て・子育て支援サービスの利用のしやすさ	(30)	地域の子育て相談サービス等が充実している		◎	○	
		(31)	子どもの一時預かり等の支援サービスが充実している		◎	○	
2-6	子どもの保育・教育環境	(32)	保育所等の保育施設の利便性が高い		◎	○	
		(33)	幼稚園等の幼児教育施設の利便性が高い		◎	○	
		(34)	小・中学校等の教育施設の利便性が高い		◎	○	
		(35)	子どもの教育上ふさわしくない施設が近くにない		◎	○	
2-7	子どもの遊び環境	(36)	子どもがのびのびと遊べる公園・施設等の利便性が高い		◎	○	

表 I.1 子育て配慮住宅の配慮テーマと4つの基本的視点との対応関係(つづき)

計画的視点		配慮テーマ		基本的視点			
				視点1	視点2	視点3	視点4
3-1	生活音の発生への配慮	(37)	住宅の遮音性能を高める			◎	
		(38)	生活音を許容できるコミュニティを育む			◎	
3-2	子育て・子育てに必要な物の収納	(39)	収納スペースの広さと使いやすさを確保する			◎	
		(40)	十分な台数と機能の自転車置場を確保する			◎	
3-3	家事負担の軽減	(41)	家事動線に配慮した間取りとする			◎	
		(42)	掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする			◎	
		(43)	雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする			◎	
3-4	外出のしやすさ	(44)	住戸内移動や外出移動をしやすくする		○	◎	
		(45)	子どもを連れて車で外出しやすいようにする		○	◎	
		(46)	子どもを連れて公共交通機関で外出がしやすい		○	◎	
		(47)	外出時等に荷物の受け取りができる設備を設ける		○	◎	
3-5	日常生活の利便性	(48)	医療機関の利便性が高い		○	◎	
		(49)	食料品・日用品等の買い物施設や生活施設の利便性が高い		○	◎	
4-1	くつろぎ・ゆとりの空間の確保	(50)	親がくつろぐことのできるスペースを確保する				◎
		(51)	気心の知れた友人・知人が近くにいる			○	◎
4-2	通勤・在宅勤務環境	(52)	通勤の利便性が高い			○	◎
		(53)	テレワークに対応した環境を整備する			○	◎

I. 1. 3 子育て配慮住宅の配慮テーマと対応する主な子どもの年齢

- 設定した 50 の配慮テーマは、子育て配慮住宅において確保されることが望まれるものであるが、子どもの年齢に応じて、配慮テーマの重要度や優先度は異なると考えられる。
- そこで、各配慮テーマと対応する主な子どもの年齢期との関係を整理し、表 I.2 に示している。一般的に、あてはまる年齢期を○印、その中でも特に中心的にあてはまる年齢期を●印で表示している。
- なお、子どもの年齢期は、次のように定義している。
 - ・ 1 歳未満 ⇒ 乳児期
 - ・ 1 歳～3 歳 ⇒ 幼児前期
 - ・ 4 歳～6 歳 ⇒ 幼児後期
 - ・ 小学 1～3 年生 ⇒ 小学生低学年
 - ・ 小学 4～6 年生 ⇒ 小学生高学年
 - ・ 中学生以降 ⇒ 中学生

表 I.2 子育て配慮住宅の配慮テーマと対応する主な子どもの年齢期の関係

計画的視点	配慮テーマ	対応する子どもの年齢期							
		乳児期	幼児前期	幼児後期	小学生低学年	小学生高学年	中学生		
1-1 住宅内での事故の防止	(1)	衝突による事故を防止する	●	●	●	○			
	(2)	転倒による事故を防止する	●	●	●	○			
	(3)	転落による事故を防止する (3)-1 バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止 (3)-2 階段からの転落の防止	●	●	●	●			
	(4)	ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する	●	●	●	○			
	(5)	危険な場所への進入や閉じ込めを防止する	●	●	●	●			
	(6)	感電や火傷を防止する	●	●	●	○			
1-2	子どもの様子の見守り	(7)	子どもの様子を把握しやすい間取りとする	●	●	●			
1-3	不審者の侵入防止	(8)	不審者の侵入を防止する	●	●	●	●	●	
1-4	子どもの外出の安全・安心	(9)	落下物による危険を防止する	●	●	●	●	●	●
		(10)	敷地内での自動車事故を防止する	●	●	●	●	○	○
		(11)	交通安全性の高い地域に立地している	●	●	●	●	●	●
		(12)	防犯性の高い地域に立地している	●	●	●	●	●	●
1-5	災害への備え	(13)	災害時の避難経路の安全を確保する	●	●	●	●	●	●
		(14)	災害発生後の避難生活に備える	●	●	●	●	●	●
		(15)	災害安全性の高い地域に立地している	●	●	●	●	●	●
2-1	子どもの健康への配慮	(16)	健康に配慮した材料を使用する	●	●	●	●	●	●
		(17)	日当たり・採光や風通しを確保する	●	●	●	●	●	●
		(18)	感染症を予防する工夫をする	●	●	●	●	●	●

表 I.2 子育て配慮住宅の配慮テーマと対応する主な子どもの年齢期の関係(つづき)

計画的視点		配慮テーマ		対応する子どもの年齢期					
				乳児期	幼児前期	幼児後期	小学生低学年	小学生高学年	中学生
2-2	親子がふれあえる空間づくり	(19)	キッチンの広さと使いやすさを確保する			●	●	●	●
		(20)	リビングの広さと使いやすさを確保する	●	●	●	●	●	●
		(21)	浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する	●	●	●	●	○	
		(22)	寝室の広さと使いやすさを確保する	●	●	●	○		
2-3	子どもの成長を支える空間づくり	(23)	トイレの広さを確保する	○	●	○			
		(24)	子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする		○	●	●	●	○
		(25)	土や水に触れられる環境を確保する	●	●	●	●	●	○
		(26)	子どもの成長に合わせて個室を確保する (26)-1 個室を作る住宅の広さを確保する (26)-2 間取りの可変性を確保する				○	●	●
2-4	多様な人々との交流	(27)	子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある	●	●	●	●	●	○
		(28)	地域の多様な世代の人と交流しやすい環境にある	●	●	●	●	●	○
		(29)	祖父母等と交流しやすい環境にある	●	●	●	●	○	○
2-5	子育て・子育て支援サービスの利用のしやすさ	(30)	地域の子育て相談サービス等が充実している	●	●	●	○	○	○
		(31)	子どもの一時預かり等の支援サービスが充実している	●	●	●	○		
2-6	子どもの保育・教育環境	(32)	保育所等の保育施設の利便性が高い	●	●	●			
		(33)	幼稚園等の幼児教育施設の利便性が高い	○	○	●			
		(34)	小・中学校等の教育施設の利便性が高い				●	●	●
		(35)	子どもの教育上ふさわしくない施設が近くにない	○	○	●	●	●	●
2-7	子どもの遊び環境	(36)	子どもがのびのびと遊べる公園・施設等の利便性が高い	●	●	●	●	●	●

表 I.2 子育て配慮住宅の配慮テーマと対応する主な子どもの年齢期の関係(つづき)

計画的視点		配慮テーマ		対応する子どもの年齢期					
				乳児期	幼児前期	幼児後期	小学生低学年	小学生高学年	中学生
3-1	生活音の発生への配慮	(37)	住宅の遮音性能を高める	●	●	●	●	○	○
		(38)	生活音を許容できるコミュニティを育む	●	●	●	●	○	○
3-2	子育て・子育てに必要な物の収納	(39)	収納スペースの広さと使いやすさを確保する	●	●	●	●	●	●
		(40)	十分な台数と機能の自転車置場を確保する	○	○	●	●	●	●
3-3	家事負担の軽減	(41)	家事動線に配慮した間取りとする	●	●	●	●	●	●
		(42)	掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする	●	●	●	●	●	●
		(43)	雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする	●	●	●	●	●	●
3-4	外出のしやすさ	(44)	住戸内移動や外出移動をしやすいとする	●	●	●	○		
		(45)	子どもを連れて車で外出しやすいようにする	●	●	●	○		
		(46)	子どもを連れて公共交通機関で外出がしやすい	●	●	●	●	●	●
		(47)	外出時等に荷物の受け取りができる設備を設ける	●	●	●	●	●	●
3-5	日常生活の利便性	(48)	医療機関の利便性が高い	●	●	●	●	○	○
		(49)	食料品・日用品等の買い物施設や生活施設の利便性が高い	●	●	●	●	●	●
4-1	くつろぎ・ゆとりの空間の確保	(50)	親がくつろぐことのできるスペースを確保する	●	●	●	●	●	●
		(51)	気心の知れた友人・知人が近くにいる	●	●	●	●	●	●
4-2	通勤・在宅勤務環境	(52)	通勤の利便性が高い	●	●	●	●	●	●
		(53)	テレワークに対応した環境を整備する	●	●	●	●	●	●

I. 2 子育て配慮住宅の配慮事項のポイントの示し方

- 50 の配慮テーマごとに、子育て・子育ての観点からの当該テーマの必要性・重要性、各テーマにおける計画上の配慮事項の考え方のポイントについて解説する。解説のフォーマットを表 I.3 に示している。
- 配慮事項の考え方のポイントについては、各配慮事項が対象とする住宅の具体的な空間部位及び住環境の構成要素について、次の区分で示している。

〈住宅〉

- ・「住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）」
- ・「共用部分（共同住宅）」
- ・「敷地内（戸建住宅・共同住宅）」

〈住環境〉

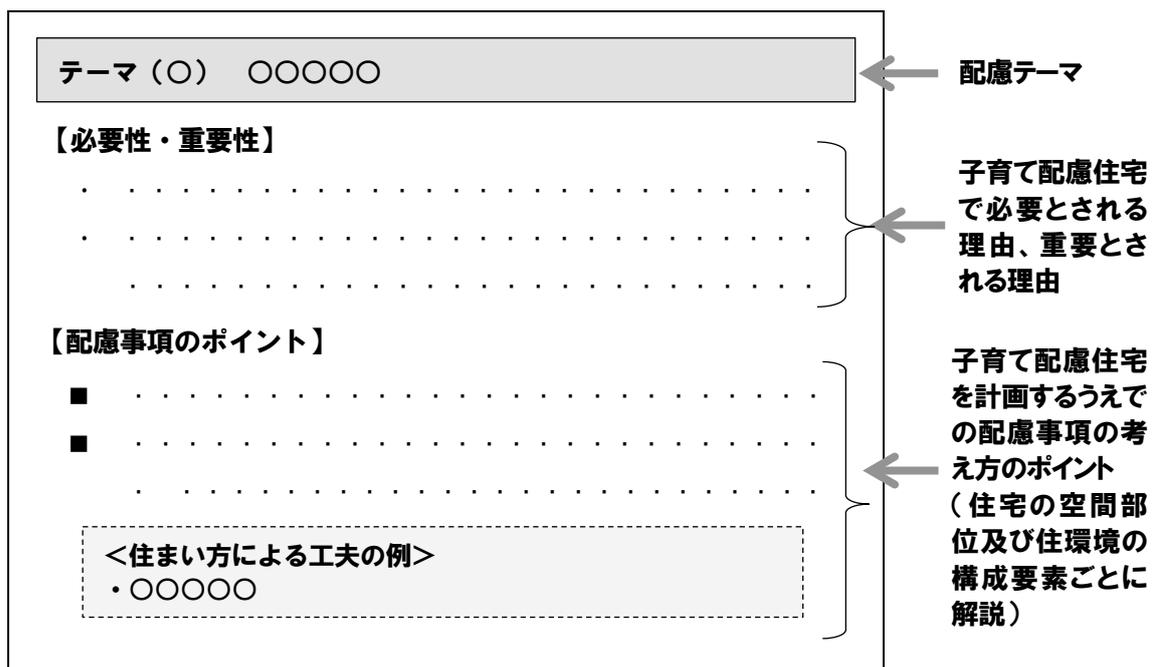
- ・「立地環境（戸建住宅・共同住宅）」
- ・「コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）」
- ・「子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）」

- また、配慮事項のポイントとして示した内容に関して、当初に住宅のハード面での備え付けがなくても、居住後の簡単な部材の取り付けなどで対応可能な住まい方の工夫について、「住まい方による工夫の例」として参考に記載している。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・○○○○○○

表 I.3 配慮事項のポイントの解説のフォーマット



I. 3 子育て配慮住宅の配慮事項のポイントの解説

- 子育て配慮住宅の4つの基本的視点、及び1-1から4-1までの計画的視点の区分をもとに設定した50の配慮テーマ（以下、単に「テーマ」と表記する。）について、当該テーマの必要性・重要性、計画上の配慮事項のポイントについて以下に具体的に解説する。
- なお、解説内容の早見のための目次を表I.4に示している。

表I.4 子育て配慮住宅の配慮事項のポイントの解説の目次

【基本的視点1】 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境	I-16
計画的視点1-1 住宅内での事故の防止	I-16
計画的視点1-2 子どもの様子の見守り	I-20
計画的視点1-3 不審者の侵入防止	I-21
計画的視点1-4 子どもの外出の安全・安心	I-22
計画的視点1-5 災害への備え	I-24
【基本的視点2】 子どもの健やかな成長を支える環境	I-26
計画的視点2-1 子どもの健康への配慮	I-26
計画的視点2-2 親子がふれあえる空間づくり	I-27
計画的視点2-3 子どもの成長を支える空間づくり	I-29
計画的視点2-4 多様な人々との交流	I-31
計画的視点2-5 子育て・子育て支援サービスの利用のしやすさ	I-32
計画的視点2-6 子どもの保育・教育環境	I-33
計画的視点2-7 子どもの遊び環境	I-35
【基本的視点3】 快適に子育てできる環境	I-36
計画的視点3-1 生活音の発生への配慮	I-36
計画的視点3-2 子育て・子育てに必要な物の収納	I-37
計画的視点3-3 家事負担の軽減	I-38
計画的視点3-4 外出のしやすさ	I-39
計画的視点3-5 日常生活の利便性	I-41
【基本的視点4】 親が快適に暮らせる環境	I-42
計画的視点4-1 くつろぎ・ゆとりの空間の確保	I-42
計画的視点4-2 通勤・在宅勤務環境	I-43

【基本的視点1】 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境

計画的視点1-1 住宅内での事故の防止

- 子ども、特に乳幼児の家庭内事故の発生割合は高く、住宅内は子どもにとって様々な危険にさらされている。
- また、足元が見えにくい妊婦や幼児等を抱っこ・おんぶした親にとっても住宅内には危険がある。
- 住宅内での子どもの自由な生活や行動を妨げないため、また妊婦等の安全な移動のために、住宅内での事故を防止するための安全面での配慮が求められる。

テーマ(1) 衝突による事故を防止する

【必要性・重要性】

- ・ 個人差はあるが、一般的には生後10か月頃になると伝え歩きを始め、1歳頃からよちよち歩きを始める。その後、幼児期を通じて運動機能が飛躍的にのび、住宅内や共用廊下等を走り回ることが多くなる。これに伴い、壁・柱や家具、ドアなどに衝突する事故が発生する危険性がある。
- ・ 壁・柱、造り付け家具、ドアなどに、衝突事故の防止や万一の衝突時のリスクを減らすための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 壁の出隅、柱、造り付け家具の角は安全対策を施す（R加工など角を丸い形状にする）。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・ 壁の出隅、柱、造り付け家具等の角にベビーガード（クッション）を取り付ける。

- ドアは開閉による衝突が生じにくいものとする（引き戸、開き戸の場合は磨りガラス入りのものを採用、ドアストッパー又はドアクローザーの設置など）。

〈共用部分（共同住宅）〉

- 共用廊下等の動線上に各専用部分のドアが突出しないようにする（各専用部分の玄関前にアルコーブの設置など）。
- 面積の大きい透明なガラス面は視認性を高め、安全性に配慮したガラスを採用する。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・ ガラスであることが分かるよう貼り紙等をする。
- ・ 飛散防止フィルムを貼る。

テーマ(2) 転倒による事故を防止する

【必要性・重要性】

- ・ 小さな子どもは床面のわずかな段差などを認識しにくく、また妊婦や幼児等を抱っこ・おんぶした親は足元が見えにくいいため、段差につまずき転倒する危険性がある。

- ・また、水に濡れて滑りやすい床面なども、乳幼児や妊婦等にとって転倒の危険性がある。
- ・床面や手すりなど、住宅の各所に転倒事故の防止や万一の転倒時のリスクを減らすための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 専用部分（居間、玄関・浴室・バルコニーの出入り口等）の床の段差はできる限り小さくする。
- 浴室や洗面所・脱衣所の床の床面は水に濡れても滑りにくく、また、万一の転倒時に備えてクッション性のある仕上げとする。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・床に滑り止めマットを敷く、又は滑り止めシールを貼る。

- 玄関、トイレ、浴室等に子どもの使いやすい手すりを設置する、又は設置できる構造（下地処理）とする。
- 玄関、廊下等にセンサーライトやフットライト（足元灯）を設置する。又はフットライトを設置できるよう玄関にコンセントを設ける。

〈敷地内（戸建住宅）〉

- 玄関アプローチの床は滑りにくい材料を使用する。

〈共用部分・敷地内（共同住宅）〉

- 共用廊下に子どもが使いやすい手すりを設置する。
- 共用廊下、エントランスホール、歩行者道・敷地内通路等の床は滑りにくい材料を使用する。
- 足元が視認できる明るさを確保する。

テーマ(3) 転落による事故を防止する

(3)ー1 バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

【必要性・重要性】

- ・ひとり歩きができるようになる幼児前期の子どもや、好奇心が旺盛な幼児後期の子どもは、バルコニーや高所の窓・廊下等から転落してしまい、重大事故に至る危険性がある。
- ・バルコニー・窓・廊下等の手すりには、転落事故を防止するための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- バルコニーや廊下（開放されている側に限る。）に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など）とする。
- 手すりをまたぐ足がかりとならない安全な位置に、室外機置場・資源用ゴミ箱等の設置スペースを確保する。
- バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造の錠とする（ダイヤル錠、補助錠の設置など）。

- 2階以上の窓には転落の防止に効果的な手すりを設ける（手すりの高さ、間隔、手すりと窓台との隙間など）。

〈共用部分（共同住宅）〉

- 共用廊下に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造とする（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔など）。

(3)ー2 階段からの転落の防止

【必要性・重要性】

- ・ はいはいが出来るようになった乳児期の子どもに対しては、転落の危険のある階段に進入しない（近づかない）ための工夫が必要であるが、幼児前期になると、ひとりで家の中を歩くようになり、階段を上り下りするようにもなる。幼児にとって、大人と同じ勾配や寸法の階段は蹴上げが高く、つまずきや転倒を引き起こす危険性がある。
- ・ また、妊婦や幼児等を抱っこ・おんぶした親も足元が見えにくいいため、つまずきや転倒を引き起こす危険性がある。
- ・ 階段には、つまずき等による転落事故を防止するための工夫が求められる。

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 階段は子どもが安全に昇降できる寸法・形状とする（所要の勾配、蹴上げ・踏面の寸法、踊り場のある折れ階段など）。
- 子どもの使いやすい高さに手すりを設置する。
- 踏面に滑り防止の部材を設置する。

＜住まい方による工夫の例＞

- ・ 子どもが階段を上り下りするようになった時期に滑り止めのマットやテープを貼り付ける。

- 段差を認識しやすい照明を設置する（照明の明るさ・位置等、フットライトの設置など）。

〈共用部分（共同住宅）〉

- 階段は安全に昇降できる構造とする（所要の勾配、蹴上げ・踏面の寸法、踊り場のある折れ階段、転落防止のための手すりの設置、昇降用の手すりの設置、共用廊下への最上段の食い込み・最下段の突出を避けるなど）。
- 子どもの使いやすい高さに手すりを設置する。
- 踏面に滑り防止の部材を設置する。
- 段差を認識しやすい照明を設置する（照明の明るさ・位置等、フットライトの設置など）。
- 共用階段（開放されている側に限る。）に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造とする（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など）。

テーマ(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する

【必要性・重要性】

- ・ 伝え歩きできるようになった乳児やひとりで歩けるようになった幼児期の子どもは、好奇心が旺盛で何にでも手を出してしまうため、ドアやサッシで指をはさみこむ事故が発生する危険性がある。

・ドアやサッシには、指つめ・指はさみ事故を防止し、子どもが安全に使える工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- ドアは指つめ・指はさみを防止する構造とする（引き戸の引き残しの確保、ドアクローザー・ドアストッパー機能付きのドアの採用、取っ手の面取りなど）

〈住まい方による工夫の例〉

- ・子どもの手の届かない位置などにドアクローザーやドアストッパーを取り付ける
- ・ドアのヒンジ部分に指はさみ防止カバー・スクリーン・クッション等を取り付ける。

- 窓サッシは指つめ・指はさみを防止する構造とする（指はさみ防止ストッパー、引き残しの確保など）。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・サッシに指つめ防止金物を取り付ける。

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する

【必要性・重要性】

- ・好奇心旺盛な乳幼児期の子どもにとって、調理中のキッチンや、水のはられた浴室（浴槽）などは思わぬ事故が発生する危険性の高い場所となる可能性がある。
- ・子どもの事故が発生する危険性がある場所には、子どもひとりでの進入を防ぐための工夫や、子どもがひとりで勝手に入り込み自分で鍵をかけてしまい、閉じ込められてしまう事故を防ぐための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- キッチン、浴室、階段等への進入を防ぐチャイルドフェンスを設置する、又は設置できる構造とする（袖壁、下地処理等）。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・自立式（床置き型）のチャイルドフェンスを置く。

- 浴室、トイレ等のドアは、子どもの進入や閉じ込みを防止するものとする（チャイルドロックの設置、閉じ込み時に外側から解錠できるものなど）。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・子どもの手の届きにくい位置に鍵を取り付ける。

〈共用部分・敷地内（共同住宅）〉

- 機械室や受水槽は、子どもの進入を防止するため、その周りにフェンスを設置し施錠する。
- 屋上への出入り口は、子どもが容易に開けられないよう施錠する。

テーマ(6) 感電や火傷を防止する

【必要性・重要性】

- ・好奇心旺盛な乳幼児期の子どもは、濡れた手でコンセントを触ったり、コンセントの穴に異物を差して遊んだりして、思わぬ感電事故を引き起こす危険性がある。
- ・また、浴室の湯カランで遊んだり、電気調理器に触れたりして火傷をしてしまう危険性もある。
- ・設備器具での感電事故や火傷事故を防ぐための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- コンセントは感電を防ぐ工夫をする（高い位置への設置、カバー付きコンセントなど）

〈住まい方による工夫の例〉

- ・コンセントカバーを取り付ける。

- 浴室の給湯用カランによる火傷を防ぐ工夫をする（埋め込み式カラン、火傷防止用カバー、サーモスタット式水栓など）

〈住まい方による工夫の例〉

- ・カラン・配管に火傷防止テープ、筒状の給水管用の保温チューブを巻き付ける。

- 据え付けの調理器は火傷を防ぐ安全機能付きのものとする（チャイルドロック、立ち消え防止など）

計画的視点 1-2 子どもの様子を見守り

テーマ(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする

【必要性・重要性】

- ・家事をしている際に子どもの姿が見えなくなると事故が起きていないか心配になる。
- ・乳幼児期の子どもは家庭内事故を防止するためには、個別の空間の安全対策に加えて、家事をしながら子どもの様子を見守れるなど、親からの見通し（まなざし）の確保に配慮された間取り上の工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- キッチンからリビング等の子どもの居場所や水まわりへの見通しを確保する。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・子どもの様子を把握できる見守りカメラを設置する（お昼寝時、一人で遊んでいる時などに利用）。

計画的視点 1-3 不審者の侵入防止

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する

【必要性・重要性】

- ・子どもの日常生活の安全のためには、不審者の侵入による犯罪発生を防ぐことが不可欠である。
- ・実際、防犯面で安全・安心に暮らせることを重視する子育て世帯は多い。
- ・このため、不審者が住宅内や敷地内に侵入しづらくするための総合的な防犯対策が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 玄関ドアは防犯性の高いものとする（二重ロック、ディンプルキー、ピッキング・サムターン回し等への対策など）。
- 室内から玄関の外側との通話機能を有したカメラ付きインターホンを設ける。
- 窓サッシは防犯性の高いものとする（防犯合わせガラス、補助錠、振動アラームなど）

〈住まい方による工夫の例〉

- ・窓に防犯フィルムを貼る、振動アラームを取り付ける。

- 接地階の窓や縦樋近くのバルコニーは侵入を防止する構造とする（面格子、パネルスクリーン等の設置）。
- 玄関灯を設置し、防犯上有効な明るさ（照度）を確保する。

〈共用部分・敷地内（共同住宅）〉

- 共用部分や敷地内（駐車場、自転車置場、ゴミ集積所等）は死角が生じないプランニングとし、監視の目を補完する防犯カメラ・センサーライト、屋外灯を適所に設置するなど、不審者の侵入・接近を防止する対策を講じる。
- エントランスホールは不審者が侵入しにくい構造とする（エントランスドアのオートロック、管理事務室の配置、外部からホール内の様子を見通せる構造、明るさの確保など）
- エレベーターは防犯性の高いものとする（窓付きのドア、かご内の防犯カメラ、エレベーターホールへのモニター設置、明るさの確保など）。
- プレイロットの防犯安全性を確保する（周囲からの見通しの確保、明るさの確保など）。
- 塀は見通しを確保できる高さや構造とする（透視可能フェンス、生け垣など）。

計画的視点 1-4 子どもの外出の安全・安心

- 子どもは住宅内だけでなく、住宅外部での生活を通じて健やかに成長する。しかし、子どもが育つための外部環境も、車や犯罪などの様々な危険にさらされている。
- 子どもが交通事故や犯罪等から守られるよう、地域での安全性が確保される必要がある。

テーマ(9) 落下物による危険を防止する

【必要性・重要性】

- ・住宅の窓や共同住宅の開放廊下などの直下に通路や出入り口がある場合、上階からの落下物で思わぬ事故が発生する危険性がある。
- ・子どもの外出の安全のためには、敷地内での落下物による危険を防ぐための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈共用部分・敷地内（共同住宅）〉

- 落下物による危険が生じにくい計画とする（開放廊下、開放階段の直下に敷地内の通路、出入り口を配置しないなど）。
- 落下物防御フェンスの設置や建物と道路・通路との間に離隔距離を確保する。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・落下物による危険防止ネット等を設置する。

テーマ(10) 敷地内での自動車事故を防止する

【必要性・重要性】

- ・子どもは遊びなどで夢中になっていると、敷地内の駐車場や車路に急に飛び出すことがある。
- ・子どもの外出の安全のためには、敷地内での自動車や自転車との接触事故を防ぐための工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈敷地内（共同住宅）〉

- 歩行者動線や子どもの遊び場は、車動線（車路、駐車場）と交わらないようにする。
- 歩行者の安全性を確保する（歩行者道の十分な幅員の確保、幼稚園の送迎バスの待合場所の設置など）。
- 敷地内の車道はスピードが出ない工夫をする（車道の形状、ハンプの設置など）。
- 自転車動線と歩行者動線、自動車動線を区分する。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・歩行者路や道路・駐車場の境界に植栽コンテナや手すりを設置する。

テーマ(11) 交通安全性の高い地域に立地している

【必要性・重要性】

- ・子どもの外出環境や遊び環境は、車によって危険にさらされている。

- ・特に、子どもを連れての外出時（ベビーカーに乗せての外出時、子どもの手を引いての外出時）や妊婦は、動きが制約されるため、車による危険に対して回避しにくいことがある。
- ・また、小学生以上になると、子どもがひとりで行動する機会や自転車に乗る機会が増えるため、交通事故のリスクが高まる。
- ・住宅が立地する地域は、子どもにとって交通安全性の高い環境であることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 住宅前及び周辺の道路の交通安全性が確保されている（住宅は幹線道路に面していない、又は前面道路に安全な幅員の歩道が整備されている、交通量の多い道路にある横断歩道には信号が設置されているなど）。
- 通学路の交通安全性が確保されている（広幅員の歩道、ランプや狭さく部の設置など車のスピードがだせない工夫、登下校の時間帯に通学路が車両通行止めに規制されるなど）。
- 自転車の利用の安全性が確保されている（交通量の多い道路に面していない、交通量の多い道路は歩道上に自転車レーンが設置されているなど）
- 子育て・子育てを支える各種施設へ子どもが安全に移動できるよう、地域全体として交通安全性が確保されている（安全な幅員の歩道、信号のある横断歩道、車のスピードが出せない道路の構造など）。

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 地域の交通安全活動が活発である（地域ぐるみの子どもの見守り、交通安全パトロール、交通安全マップの作成など）。

テーマ(12) 防犯性の高い地域に立地している

【必要性・重要性】

- ・子どもの日常生活の安全のためには、住宅内への不審者の侵入の防止に加えて、住宅まわりの地域の防犯性や治安の良さが不可欠である。
- ・住宅が立地する地域には、防犯・治安面の安全性が確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 地域に死角になるような場所がなく（地域の見通しが確保されている）、人の目などによる見守りがある。
- 人の目を補完するため、周辺に防犯灯や防犯カメラ等が設置されている。
- 警察署・駐在所・こども110番の家等が近くに立地している。
- 地域の美観や秩序が維持されている（管理不全の空き地・空き家等がない、落書きがない、住宅・敷地内の管理や清掃活動が適切に行われているなど）

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 地域の防犯活動が活発である（地域ぐるみの子どもの見守り、防犯パトロール、防犯安全マップの作成など）。

計画的視点 1-5 災害への備え

- 自然災害の発生時には、子どもは避難や避難生活をするうえでの弱者になりやすい。
- 自然災害に対する安全性を確保することに加えて、自然災害の発生時の避難のしやすさの確保や避難生活に対する備えが必要である。

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する

【必要性・重要性】

- ・子育て世帯の避難、特に避難弱者となりやすい乳幼児期の小さな子どもを連れての避難は、迅速な行動がとれずに時間を要するなど、安全面での心配も多い。
- ・災害時に避難経路の閉塞等による逃げ遅れが発生することのないよう、親子が安全かつ円滑に避難できる工夫がされていることや、円滑な避難のための訓練が計画的に実施されていることが望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 玄関ドアの避難容易性を確保する（耐震ドア、レバーハンドルなど）
- 壁は家具の転倒防止措置を講じることのできる構造とする（付け長押、下地処理など）。
- 食器棚や吊り戸棚等の扉の開きを防止する（耐震ラッチの取り付けなど）。
- 窓ガラスは割れにくいものや、万一割れても破片が飛散しにくいものとする（合わせガラス・複層ガラスなど）。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・家具の転倒防止器具の取り付け
 - i) 壁や床に直接固定できない場合は2種類以上の器具（ポール式とストッパー式又はマット式）で上下から固定する。
 - ii) 壁への固定が困難な場合、高さ調整式の上置型収納ユニットで天井との間を埋める
- ・食器棚等の開き扉にストッパーを取り付ける。
- ・ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける。

〈共用部分（共同住宅）〉

- エレベーターの災害時の安全性を確保する（地震時管制運転装置付き、非常時の外部連絡装置付きなど）。
- 自動ドアの避難時の移動上の安全性を確保する（災害時に自動解錠・自動開放される機能が付いたドアなど）。

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 地域ぐるみによる防災訓練・避難訓練が定期的に行われている。

テーマ(14) 災害発生後の避難生活に備える

【必要性・重要性】

- ・災害発生時の子どもとの避難生活は、大きなストレスとなるため、住宅の災害安全性を高め、大規

模災害時でもできる限り住宅内で暮らし続けられるようにすることが望まれる。

- ・また、大規模災害時は、日常生活物資が不足しがちとなることや、停電や断水等が生じることもあるため、一定期間の生活物資等の備蓄スペースが確保され、日頃からの備えがあれば安心である。
- ・さらに、大規模な共同住宅の場合などでは、大規模災害時に当該住宅が地区の防災拠点として機能することが望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈共用部分・敷地内（共同住宅）〉

- 防災備蓄庫を設置する。
- 敷地内に災害時の防災設備を確保する（防災井戸、かまど兼用トイレ、マンホールトイレ、情報連絡版など）。

テーマ(15) 災害安全性の高い地域に立地している

【必要性・重要性】

- ・子どもの年齢にかかわらず、災害に対する安全性は重視される。住宅が立地する地域には、地震や津波、洪水、土砂災害等の自然災害に対する安全性が確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 地盤の安全性が高い地域である。
- 水害や土砂災害に対する安全性が高い地域である。

【基本的視点2】 子どもの健やかな成長を支える環境

計画的視点2-1 子どもの健康への配慮

- 子どもが健康に育つことは親の願いであるが、住宅をとりまく環境には、子どもの健康的な生活をおびやかす様々な要因が顕在化しつつある。
- 住宅の環境は、子どもの健康的な生活を支えるものである必要がある。

テーマ(16) 健康に配慮した材料を使用する

【必要性・重要性】

- ・近年、住宅の高気密化が進むにつれ、建材等から発生する化学物質等による健康被害が問題となっている。
- ・子どもの健やかな成長のためには、健康に配慮した材料の使用や、換気・湿度対策など、住宅内で健康的に暮らせるような配慮が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- シックハウスの心配の少ない材料を使用する（自然素材、化学物質の発生のきわめて少ない材料など）。
- 調湿機能のある材料を使用する（自然素材、吸放湿性・通気性壁紙など）。

<住まい方による工夫の例>

- ・加湿器や除湿機を設置する。

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する

【必要性・重要性】

- ・子どもの健康で快適な生活のためには、住宅の日当たり・採光や風通しの良さは必要不可欠である。
- ・特に、子どもが長く過ごすリビングや子ども部屋は、日当たり・採光や風通しが確保されていることが求められる。
- ・また、乳幼児期の子どもにとって、窓から外の景色が見えるなど、身の回りの外部空間を認識できることが、情緒豊かな人間性を育むうえで重要である。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- リビングや子ども部屋は、日当たり又は採光の良い位置に窓を設置する。
- リビングは、風通しの良い位置に窓を設置する。
- リビングの窓は、子どもが外部空間を認識しやすい位置に設ける。

テーマ(18) 感染症を予防する工夫をする

【必要性・重要性】

- ・感染症に対する抵抗力が弱い子どもは、集団生活をする中で、様々な感染症にかかりやすい。
- ・子どもの健康への配慮の観点からは、病原体を住宅の中にできる限り持ち込まないような工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 住宅内の玄関付近に手洗い器を設置する。
- 玄関付近に手洗い器を設置することが難しい場合は、玄関から（リビングなどを通らずに）直接アクセスできる位置に洗面所を設ける。

計画的視点 2-2 親子がふれあえる空間づくり

- 子どもと親など家族とのふれあいは、子どもの健やかな成長のための基本条件である。
- 住宅は、子どもと家族が楽しくふれあえる空間であることが求められる。

テーマ(19) キッチンの広さと使いやすさを確保する

【必要性・重要性】

- ・キッチンには、親子がコミュニケーションを図ることのできる重要な場所の一つである。
- ・幼児後期から小学生くらいに成長した子どもは、調理の手伝いなどを通して、家事に参加する意欲を高めることができるとともに、ガスや電気の使い方、節水やゴミの分別の方法などを学びながら、社会ルールを身につけることができる。
- ・また、調理に興味を持つ子どもは、中学生の頃になると本格的に調理の手伝いや自ら調理をするようになる。
- ・キッチンで快適に親子のふれあいができるよう、親子が一緒に作業できる動線や広さ、使いやすさが確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- キッチン子どもが手伝いをしやすい広さと使いやすさを確保する。
- キッチンに多目的のカウンター（子どもがお絵かき・勉強をしたり、パソコンを置いて調理のレシピを検索したりできるなど）や作業台（子どもが調理の手伝いをできるなど）を設置する。

テーマ(20) リビングの広さと使いやすさを確保する

【必要性・重要性】

- ・リビングは、家族の日常生活の中心であり、重要なくつろぎ空間である。
- ・また、子どもが乳幼児の頃はリビングが遊びの空間となり、小学生の頃になると家事をしている親

の傍らで宿題をする場所としても活用される。

- ・リビングには、家族のふれあいに加えて、子どもの成長に合わせて遊びや学習の場としても活用ができる、広さと使いやすさが確保されていることが求められる。
- ・さらに、乳幼児等の小さな子どもは、昼寝をする頻度が高く、時間も長いため、日中の生活の中心となるリビングやその近くに、昼寝ができるスペースが確保されていることが望ましい。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- リビングを中心とした間取りとする（リビングからキッチン・水まわりの見通しの確保、回遊性のある動線、リビング階段など）。
- リビングは親子でくつろぎ、子どもが遊び・勉強ができる広さとする。
- リビングに、子どもの学習（お絵かきや宿題等）や親子のパソコン作業などができるカウンタースペースを設けるなど、使いやすさに配慮する。
- リビングに隣接した場所に、お昼寝スペースとなり、また安心して遊ぶことのできる和室等を確保する。

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する

【必要性・重要性】

- ・乳幼児期だけでなく、小学生低学年くらいまでの期間は、親子がいっしょに入浴する機会が多く、浴室も親子がコミュニケーションを図る重要な場所の一つになる。
- ・浴室は、親子で入浴しやすい広さと使いやすさが確保されていることが求められる。
- ・また、洗面・脱衣室も親子で使える広さが確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 浴室は親子で入浴できる広さとする。
- 洗面・脱衣室は親子で使える広さとする。
- 浴室コールを設置する。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・呼び出しチャイムを設置する

テーマ(22) 寝室の広さと使いやすさを確保する

【必要性・重要性】

- ・子どもが小さい時期（乳幼児期）は、授乳や寝かしつけなどが必要となることから、親が同じ場所で子どもを寝かしたいというニーズが高い。
- ・寝室（就寝スペース）には、親と乳幼児と一緒に寝られる広さが確保されていることが求められる。
- ・また、乳児期は、夜中でも数時間おきに授乳やオムツの取り替えが必要となることがあるため、寝室（就寝スペース）から台所・トイレ等への動線の効率化にも配慮されることが望ましい。

- ・加えて、乳児期や幼児期は、昼寝をする頻度も高く、また時間も長いため、家族が日中過ごす場所（リビング等）やその近くに、昼寝のスペースが確保されていることが望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 寝室（就寝スペース）は親子が一緒に寝られる広さを確保する。
- 寝室（就寝スペース）から台所・トイレ等の頻繁に使用する空間への効率的な動線を確保する。
- リビング又はリビングに隣接した場所（和室等）に昼寝できるスペースを確保する。

計画的視点 2-3 子どもの成長を支える空間づくり

- 子どもは、家庭内での日常生活を通じて、社会性や自主性、豊かな人間性を育てていく。
- 住宅は、子どもの健全な成長を支える空間であることが求められる。

テーマ(23) トイレの広さを確保する

【必要性・重要性】

- ・幼児前期の頃になると、ひとりでトイレ動作ができるようになるためのトレーニングが必要となる。
- ・トイレには、親と子どもがいっしょに入れる広さが確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- トイレはトイレトレーニングがしやすい広さを確保する。

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする

【必要性・重要性】

- ・幼児後期の頃になると、自分で片付けや簡単な日常生活の動作、家事の手伝いなどができるようになる。
- ・子どもの社会性や自主性を育てるために、子どもが自分で整理整頓や日常生活の動作をできる空間づくりや設備の工夫が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもが自分で整理整頓できる専用の収納スペースを設ける。
- 開き戸の取っ手は、子どもが自分ひとりで開閉しやすいものとする（レバーハンドル、スイングノブ、プッシュハンドルなど）。
- 浴室の水栓は、子どもが自分ひとりで開閉しやすいレバーハンドル式水栓とする
- 電気スイッチは子どもの手の届く高さに設置し、操作しやすいワイドスイッチ等とする。

テーマ(25) 土や水に触れられる環境を確保する

【必要性・重要性】

- ・子どもの情操教育、親子や地域とのコミュニケーションを育むためには、土いじりや水遊びなどが有効な手段の一つになると考えられる。
- ・敷地内や住宅のバルコニーなどに、土いじりや水遊びができる環境が確保されていることが望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈敷地内（戸建住宅）〉

- 土いじりや水遊びができる庭を設ける。

〈敷地内（共同住宅）〉

- 土いじりや水遊びができるプレイロットや共同菜園を設ける。

〈住戸専用部分（共同住宅）〉

- 家庭菜園等ができるバルコニーとする（広さ・奥行き確保、スロップシンクなど）。

テーマ(26) 子どもの成長に合わせて個室を確保する

(26)－1 住宅の広さを確保する

【必要性・重要性】

- ・子どもの精神発達や成長の過程においては、家族とのふれあいの一方で、ひとりになれる空間や時間も重要となる。
- ・小学生の高学年から中学生頃になると、ひとりで遊んだり・勉強したりすることが増えるため、個室を求めるようになる。
- ・子どもの成長にあわせて、個室としての子ども部屋を作ることのできる住宅の広さが確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子ども部屋を確保できる住宅の広さを確保する。

(26)－2 間取りの可変性を確保する

【必要性・重要性】

- ・住宅の広さに限りがある場合、子どもの成長に応じて間取りを容易に変更できる工夫がされたいことが望ましい。
- ・子どもが小さい頃は広い居室（リビングや主寝室など）を親子で利用し、子どもの成長に合わせて、居室を分割して子ども部屋を確保することなどが可能となる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもの成長に合わせて間取りを容易に変えられる工夫をする（可動間仕切り壁、可動間仕切り家具、スライドドア、変更後の居室を想定したドア・電気スイッチ・コンセントの設置など）。

計画的視点 2-4 多様な人々との交流

- 子どもの健全な成長のためには、多様な世代の人々との交流を通じて、人間関係を育み、社会性を身につけていくことが必要不可欠である。
- 住宅やその地域には、多様な人々と交流できる環境が確保されていることが求められる。

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある

【必要性・重要性】

- ・ 子育てを初めて経験する親にとって、様々な不安や悩みが尽きないものである。
- ・ 子育て中の親が孤独感や育児ストレスなどを感じることを防ぐ（軽減する）ためには、子育て世帯どうしが交流でき、育児についての悩みを語り合ったり、情報を共有したりできる、ハード面及びソフト面での環境が確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈共用部分（共同住宅）〉

- キッズルームや集会室を設置する。
- エントランスホールや各階のエレベーターホールに子育て親子の交流スペースを設ける（ベンチなど）。

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育て世帯の交流の場が定期的に提供されている（地域子育て支援拠点、子育てサロン、つどいの広場など）。
- 地域住民が主体となった子育て親子の交流イベントが実施されている。
- 子育てサークルの活動等に対する支援が充実している。

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育てサークルの活動が充実している。

テーマ(28) 地域の多様な世代の人と交流しやすい環境にある

【必要性・重要性】

- ・ 子どもが小さいうちから多様な年代、様々な人と交流することは、社会性を育むことにつながるなど、子どもの情操教育にとって効果的である。
- ・ また、子育て世帯だけでなく、地域の多様な人たちとの交流があることで、地域住民の自然な子どもへの見守りが生まれるなど、子育て世帯にとって安心で、子育てしやすい環境が形成されやすくなる。
- ・ 居住する地域には、多様な世代の人との交流がしやすい機会や環境が確保されており、子どもの成長や自立を見守る地域コミュニティがあることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもが参加できる多世代交流のイベントが実施されている。

- 子どもが参加できる地域の祭りがある。
- 地域で子どもの成長を見守る豊かなコミュニティが醸成されている

テーマ(29) 祖父母等と交流しやすい環境にある

【必要性・重要性】

- ・祖父母による家事や子育てへの手助けがあることは、親の子育ての負担やストレスを軽減するうえでも効果的である。
- ・居住する住宅が祖父母と交流しやすい距離にあることや、訪ねてきた祖父母が遠方の場合などは宿泊できる空間が確保されていることなども望まれる。
- ・また、祖父母に加えて友人や友人家族との交流も、子どもの精神的健康（ウェルビーイング）の醸成には効果的である。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 祖父母の家が近い。

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）・共用部分（共同住宅）〉

- 祖父母や友人家族等が宿泊できる部屋（スペース）を確保する。

計画的視点 2-5 子育て・子育て支援サービスの利用のしやすさ

- 子どもが社会の中で健やかに成長するためには、子育てや子育てをサポートする社会的なしくみ（行政サービス等の社会システム）が必要不可欠である。
- 居住する地域の子育て・子育て支援サービスが充実しており、その利便性が高いことなどが求められる。

テーマ(30) 地域の子育て相談サービス等が充実している

【必要性・重要性】

- ・子育てにおいては様々な不安や悩みが付きものである。そうした問題を解決してくれる子育て・子育て支援サービスは、子どもを持つ親、特に子育てが初めての親には心強い。
- ・居住する地域には、「テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある」に示した内容に加えて、子育てに関する様々な情報提供や子育ての相談に対応してくれる子育て・子育て支援サービスが充実していることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育てや子育てに係る相談サービスが充実している（行政等による育児相談、乳幼児健康相談、栄養相談（母乳相談・離乳食相談）、歯科相談など）。
- 子育て・子育て支援情報の提供体制が充実している。

テーマ(31) 子どもの一時預かり等の支援サービスが充実している

【必要性・重要性】

- ・子育て中の忙しい親にとって、自分の時間を楽しむなどの適度な息抜き（育児ストレスの発散など）は必要なものである。そのためには、子ども（乳幼児）を一時的に預かってもらえるサービスがあれば、便利である。
- ・また、親が病気や急用などにより子どもの面倒を見られなくなった場合も、子どもの一時預かりのサービスは必要不可欠である。
- ・さらに、小学生（低学年）の子どもを持つ共働き世帯にとっても、放課後に子どもの面倒をみられる環境があることは心強い。
- ・居住する地域に、子どもの一時預かり等の支援サービスが充実していれば大変便利で、快適に育児をすることができる。

【配慮事項のポイント】

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもの一時預かりサービスが充実している（託児サービス、一時保育サービス、ファミリーサポートセンター等の活動など）。

計画的視点 2-6 子どもの保育・教育環境

- 子育て・子育ての社会システムの一つとして、子どもの保育・教育の環境は重要である。
- 居住する地域の子どもの保育・教育の環境が充実しており、その利便性が高いことなどが求められる。

テーマ(32) 保育所等の保育施設の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・共働き世帯など、日中又は夜間に家庭で子どもを保育できない世帯にとって、子どもを預けられる保育所等の施設は必要不可欠なものである。
- ・また、子どもが乳幼児期には、保育園等への子どもの送り迎えは毎日のこととなる。
- ・自宅や最寄り駅などの近くに保育園等の保育サービスがあり、その利便性が高いことが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 保育所、認定こども園等の利便性が高い。
- 家庭保育事業による保育ママ等の地域に密着した保育施設の利便性が高い。

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育て・子育て支援施設（保育所等の保育施設）の供給が促進されている。

テーマ(33) 幼稚園等の幼児教育施設の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・ 幼児後期になると、子どもを幼稚園に通わせる親も多い。幼稚園は幼児教育の場であり、子どもにとって、幼稚園等で他の子どもと交流することは、社会性を育む良い機会にもなり、“子育て”の観点から重要となる。
- ・ 子どもの通園を考えると、自宅から幼稚園まで近いことや、家の近くまで送迎の通園バスが来るなど、利便性が高いことが求められる。
- ・ また、子どもの個性を育むためや、入園・入学の準備などに備えて、幼児期から習いごと教室に通わせる場合もある。幼児向けの習いごと教室の利便性が高いことも望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 幼稚園の利便性が高い。
- 幼児向けの習いごと教室の利便性が高い。

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育て・子育て支援施設（幼稚園等の幼児教育施設）の供給が促進されている。

テーマ(34) 小・中学校等の教育施設の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・ 小学生になると、親が送り迎えをする必要はなくなり、子どもだけで通学するようになる。
- ・ また、小学生の高学年以上になると、学習や習いごとなどの機会も増えてくる。
- ・ さらに、共働きの親が安心して就労を継続する上では、子どもが卒園して小学校に入学した後も、学童保育施設が必要不可欠となる。
- ・ 居住する地域は、小・中学校が近くにあるとともに、図書館や習いごと教室、学童保育施設などの教育施設が充実しており、その利便性が高いことが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 小・中学校が近くにある。
- 図書館の利便性が高い。
- 小中学生向けの習いごと教室の利便性が高い。
- 学童保育施設の利便性が高い。

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育て・子育て支援施設（学童保育施設等）の供給が促進されている。

テーマ(35) 子どもの教育上ふさわしくない施設が近くにない

【必要性・重要性】

- ・ 幼児後期になると、徒歩で幼稚園へ通園する場合もある。

- ・また、小学生になると子どもだけで通学したり、遊びに出かけたりする機会が増える。
- ・居住する地域や通学路などには、子どもの教育上ふさわしくない施設が立地していないことが望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもの教育上望ましくない施設が近くにない。

計画的視点 2-7 子どもの遊び環境

- 子どもは、遊びを通じて感受性や創造性を育み、また友達関係を形成することを通じて社会性を身につける。
- 遊びは子どもの身体的な成長にも欠かせないものであり、子どもの健やかな成長にとっては、遊びの環境は非常に重要であると言える。
- 居住する地域に、様々な子どもの遊びの環境が確保されており、その安全性や利便性が高いことが求められる。

テーマ(36) 子どもがのびのびと遊べる公園・施設等の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・子どもの心身の健全な発達には、様々な環境での遊びが欠かせない。
- ・自然の中や公園などで子どもがのびのびと遊ぶことができる環境は重視な要素となる。
- ・居住する地域に、子どもが安全・安心にのびのびと遊べる公園や広場、屋内施設、自然環境などがあることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 幼児が安心して遊べる公園が近くにある。
- 小学生が安心してのびのびと遊べる公園・広場が近くにある。
- 子どもが自然に触れられるような大規模な公園、川や森林などが近くにある。
- 子どもが遊べる屋内施設が近くにある（児童館、子育てひろば、学校施設以外の体育館など）。
- 公園・広場等の子どもの遊び場は、防犯安全性に配慮されている（周囲からの視認性・見通しの確保、防犯上有効な明るさの確保、死角にならない公園入り口近くへのトイレの配置など）。
- 公園・広場等の周辺の道路は安全性が確保されている（幹線道路に面していない、十分な幅員の歩道、遊歩道が整備されているなど）。

〈子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子育て・子育て支援施設（児童館、子育てひろば等）の供給が促進されている。

【基本的視点3】 快適に子育てできる環境

計画的視点3-1 生活音の発生への配慮

- 子どもが住宅内での日常生活を送るうえで、様々な生活音が発生する。特に子どもが小さい時期は、泣き声や住宅内を走り回る音などが発生しやすい。
- 子育て中の親が、上下階や近隣の住民に気を遣う生活で疲れ果てることがないように、住宅の遮音性能を高めることが求められる。
- また、近隣との良好なコミュニティが形成されていることは、生活音によるトラブルを防止するうえでも効果的である。

テーマ(37) 住宅の遮音性能を高める

【必要性・重要性】

- ・乳児期には子どもの泣き声、幼児期には子どもが飛び跳ねたり走り回ったりすることによる騒音など、小学生（低学年）くらいまでは、近隣に迷惑になりかねない生活音が発生しやすい。
- ・住宅に高い遮音性能が確保されていれば、近隣に気を遣って生活を送る心配は少なくてすむ。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（共同住宅）〉

- 床の遮音性能を高める（遮音に効果的な床スラブの厚さ・重さ・工法や、床の仕上げ構造の採用など）。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・子どもがよく飛び跳ねたりする場所に吸音性の高いマット等を設置する

- 界壁の遮音性能を高める（遮音に効果的な界壁の厚さ、工法、仕上げ材等の採用など）。

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 開口部（窓サッシ）の遮音性能を高める（遮音性能の高いサッシ、二重窓の設置など）。

テーマ(38) 生活音を許容できるコミュニティを育む

【必要性・重要性】

- ・子どもの泣き声や子どもが飛び跳ねたりすることによる生活音は、遮音性能のみで防ぐことは難しい場合もある。特に、住宅の構造形式によっては高い遮音性を確保することは事業性の点などで難しい場合も考えられる。
- ・このため、子育て世帯が快適に暮らせるためには、少くらの子どもの泣き声や生活音は「お互いさま」と許容できるようなコミュニティが醸成されていることが望まれる。
- ・一方、自分が周囲にどれくらい大きな生活音を発生させているかは自分ではなかなか気づきにくいものである。良好なコミュニティを育むことは、許容できない大きな音が続いて発生した場合などに、お互いの人間関係（上階での生活音が下階にどう響くか体験してもらうなど）で解決できるこ

ともつながる。

【配慮事項のポイント】

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 隣近所で生活音を許容できるコミュニティ（生活音を許容することに加え、生活音の問題を解決したりできる良好なコミュニティ）が醸成されている。

計画的視点 3-2 子育て・子育てに必要な物の収納

- 子どもの成長に応じて、様々な持ち物が増えていく。
- 住宅内や敷地内での収納スペースの広さや使いやすさが確保されていることは、子育て世帯の快適な暮らしに加えて、健やかな子どもの成長にとっても重要である。

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する

【必要性・重要性】

- ・子どもの成長に応じて、家族の持ち物も含めて、様々な持ち物が増えていく。収納スペースが狭いと、子どものおもちゃや家族の持ち物などが家中に散らかってしまいがちである。
- ・快適な暮らしや掃除の効率化の観点からも、収納スペースが広く確保されていることや、住宅内の適所に使いやすい収納スペースが設けられていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 広くて使いやすい収納スペースを確保する。
- 住宅内の適所（玄関、キッチン、リビング、洗面・脱衣室等）に、使いやすい収納スペースを設ける。

〈共用部分（共同住宅）〉

- トランクルーム（季節ものなどを保管できる収納スペース）を確保する。

テーマ(40) 十分な台数と機能の自転車置場を確保する

【必要性・重要性】

- ・子どもは一般的に1歳半頃から三輪車に乗るようになり、3歳頃からは自転車に乗るようになる。
- ・また、親も小さな子どもを連れて買い物に行く際など、子どもを乗せられる自転車が必要になる。
- ・子どもの数や成長に応じて自転車の台数は増えるため、敷地内に必要な自転車置場のスペースが確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈敷地内（共同住宅）〉

- 敷地内に十分な台数の使いやすい自転車置き場を設ける（背の高いチャイルドシート型電動自転車対応、平置き型・スライドレール型、屋根・サイドパネル付き、車止めレバーなど）。

計画的視点 3-3 家事負担の軽減

- 子育て中の忙しい親にとって、家事動線に配慮された間取りや、掃除や洗濯のしやすさに配慮された空間づくりなどにより、家事負担を軽減することが求められる。

テーマ(41) 家事動線に配慮した間取りとする

【必要性・重要性】

- ・ 子育て中は、子どもの育児だけでなく、掃除や洗濯等の家事の量が大幅に増加する。
- ・ 子育て中の忙しい親にとって、家事動線に配慮した間取りとなっていれば、家事を効率的にこなすことができ快適・便利である。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 効率的に家事ができる動線とする（料理をしながら洗濯しやすい家事動線、回遊性のある動線、洗濯スペースと洗濯物干しの近接など）。
- 家事をしながら子どもの見守りがしやすい動線とする。

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする

【必要性・重要性】

- ・ 子どもが小さいうちは、食べ散らかしや落書きなど、床や壁が汚れることも少なくない。
- ・ 子どもの生活の中心となるリビングやダイニング、汚れやすい水まわりの床や壁などは、掃除のしやすさに配慮されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 床・壁は汚れにくく、清掃しやすい仕上げとする。

〈住まい方による工夫の例〉

- ・ 床に拭き取りしやすいマットを敷く。

- キッチンや洗面所の水栓は伸縮式シャワー水栓とする。

テーマ(43) 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする

【必要性・重要性】

- ・ 子育て中は、食べこぼしや屋外での泥んこ遊び・運動などで、毎日たくさんの洗濯物が出る。
- ・ 雨の日や花粉の季節など、洗濯物が外に干せない場合でも、室内干しできるスペースが確保されていれば便利である。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 浴室・脱衣室に洗濯物を干せるようにする（換気暖房乾燥機、吊り下げ式物干し設備など）。

- サンプルームを設ける。

＜住まい方による工夫の例＞

- ・乾燥機付洗濯機に変更する。又は、乾燥機を設置する。

計画的視点 3-4 外出のしやすさ

- 子どもは、住宅内部だけでなく、住宅外部での生活を通じて社会性や協調性を身につけ、健やかに成長する。
- 住宅や敷地まわりが、子どもが小さいうちから親子で外出しやすい環境にあることや、自家用車や公共交通機関を利用して外出しやすい環境にあるなど、様々な外出のしやすい環境が確保されていることが望まれる。

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする

【必要性・重要性】

- ・子どもが乳幼児の小さい頃は、ベビーカーでの移動や、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりしての外出や帰宅をすることが多い。
- ・専用部分のキッチンやリビングから玄関までの通路は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりした状態でも、安全かつ無理なく移動できる幅が確保されている必要がある。
- ・また、玄関もベビーカーの乗降が安全にでき、親子がいっしょに利用できる広さが確保されている必要がある。
- ・さらに、専用部分の玄関から敷地外までの移動経路（共用廊下、エレベーター、敷地内通路等）についても、ベビーカーでの安全な移動や、親子での移動の安全やしやすさへの配慮が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 専用部分内の通路（廊下）は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりした状態でも安全かつ無理なく移動できる幅を確保する。
- 玄関のドマは、ベビーカーの安全な乗降や親子が同時に利用して靴の着脱や出入り等ができる広さを確保する。
- 玄関の鍵はシステムキーとする。

〈共用部分（共同住宅）〉

- エレベーターを設置する。
- ベビーカーで利用しやすい共用廊下等の動線空間とする（段差のない外出動線、スロープ、ベビーカーがすれ違える共用廊下の幅員）
- エントランスドアは、容易に開閉して通過できるものとする（自動ドアなど）。

〈敷地内（戸建住宅・共同住宅）〉

- ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする（段差のない外出動線、スロープ、ベビーカーがすれ違える屋外通路の幅員など）。

テーマ(45) 子どもを連れて車で外出しやすいようにする

【必要性・重要性】

- ・乳幼児期の子どもを連れて車で外出する際には、ベビーカーやオムツ、着替えなどの荷物が多くなるため、車の乗り降りの際には通常よりも広いスペースを必要とする。
- ・駐車場の区画は、子どもをベビーカーから車に（車からベビーカーに）乗降させたり、ベビーカーや子どもの荷物を乗降させたりできる広さと使いやすさが確保されていることが望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈敷地内（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもをベビーカーから車に乗降させやすい広さの駐車区画とする。
- 雨の日でも車に乗降しやすい工夫をする（カーポートへの屋根の設置、車寄せなど）。

〈住まい方による工夫の例〉

【共同住宅】

- ・共用駐車場において、妊婦や乳幼児のいる家庭の駐車場を玄関の近く、両サイドに駐車スペースがない区画にするなど、運用面での工夫をする。

テーマ(46) 子どもを連れて公共交通機関で外出がしやすい

【必要性・重要性】

- ・居住する地域や家族の生活ニーズなどによっては、子どもを連れて公共交通機関を頻繁に利用することもある。
- ・自宅から最寄りの鉄道駅やバス停まで近いこと、その移動ルートに急な坂や長い階段がないことなど、公共交通機関の利用のしやすさが確保されていれば、子どもを連れて移動する親にとって便利で快適である。
- ・また、子どもが公共交通機関を利用しやすいことは、様々な経験を得ることにより社会性や自立心を身につける機会にもなり、“子育て”の観点からも重要である。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 鉄道駅やバス停が近い。
- 鉄道やバスの便数が多いなど、利便性が高い。
- 最寄りの鉄道駅やバス停までの間に急な坂などが無い。

テーマ(47) 外出時等に荷物の受け取りができる設備を設ける

【必要性・重要性】

- ・宅配ボックスの設置は、子どもの面倒を見ていて手を離せない場合や突然の外出時などでも荷物を受け取ることができ、利便性が高い。また、休日に荷物の受け取りを気にせず親子での外出が可能となる。さらに、子どもがひとりで留守番をしている際にも安全に荷物を受け取ることができる。
- ・宅配ボックスの設置の促進は、子育て世帯にとっての利便性だけでなく、再配達によって生じる宅

配車両のCO₂の排出抑制や、ドライバーの人手不足対策などの点でも効果的である。

【配慮事項のポイント】

〈敷地内（戸建住宅・共同住宅）〉〈共用部分（共同住宅）〉

- 宅配ボックスを設置する。

計画的視点 3-5 日常生活の利便性

- 子どもがよく利用する医療機関の利便性が高いことや、親子で出かけることのできる食料品・日用品の買い物等の利便性が高いことは、子育て中の親にとっての快適さに加え、子ども自身の健やかな成長の点でも重要である。

テーマ(48) 医療機関の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・子どもが小さいうちは、予防接種や突然の発熱等で医療機関に通うことが多く、子どもを持つ親にとって、医療機関の利便性が高いことは、イザという時に安心である。
- ・また、子ども自身の健やかな成長という点からも、医療機関の利便性が高いことが望まれる。
- ・子どもがよく利用する専科の医療機関が家の近くにあるなど、医療機関の利便性が確保されていることが求められる。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 子どもがよく利用する専科の医療機関の利便性が高い。
- 夜間往診や24時間対応の医療機関の利便性が高い。

テーマ(49) 食料品・日用品等の買い物施設や生活施設の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・子どもを持つ親にとって、日常の買い物の生活利便性も重要な要素である。
- ・子ども自身にとっても、買い物施設の利便性が高いことは、買い物の経験を通じて社会性を身につけることができる点でも重要である。
- ・食料品や日用品などの買い回り品の店舗や金融機関が家の近くにあるなど、生活の利便性が確保されていることが求められる。
- ・また、子どもと一緒に入りやすい飲食店等が充実していることも、地域での快適な生活に欠かせない。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 食料品・日用品の買い物施設や金融機関などの利便性が高い。
- 宅配などの買い物サービスが利用しやすい。
- 子どもと一緒に気軽に入れる飲食店等が充実している。

【基本的視点4】 親が快適に暮らせる環境

計画的視点4-1 くつろぎ・ゆとりの空間の確保

- 子育て中は、子どもを中心とした日常生活になりがちである。
- しかし、親もひとりの個人（生活者）として、自分の時間を持って、くつろぎやゆとりを感じることができることが重要である。そのための生活環境が求められる。

テーマ(50) 親がくつろぐことのできるスペースを確保する

【必要性・重要性】

- ・ 子育て中の忙しい親であっても、日常生活においては、個人としての生活の「ゆとり」を持てることが大切である。
- ・ 子どもを寝かした後などに、夫婦でくつろぐことのできる空間が確保されていれば快適である。
- ・ また、子育てにおいては、育児ストレスがたまることなどが無いよう、適度な息抜きをすることも必要である。子育てから一時的に解放され、自分の時間を過ごすことができる空間的な配慮が望まれる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- 夫婦でくつろぐことのできるスペースを確保する（寝室のミニキッチン、テーブル・ソファア等を置いたくつろぎスペースなど）。
- 親それぞれが自分の時間を楽しむことのできるスペースを確保する（趣味のスペースなど）。

テーマ(51) 気心の知れた友人・知人が近くにいる

【必要性・重要性】

- ・ 子育て中の親が自分の時間を持つためには、「テーマ(30)子どもの一時預かり等の支援サービス」に示した内容に加えて、人間関係によるサポートも重要である。
- ・ 息抜きをしたいときや困ったときなどに、気軽に子どもを預けられる友人・知人（ママ友など）が近くにいれば心強い。
- ・ また、一緒に遊んだり、食事やショッピング、趣味などを楽しんだりする友人・知人が近くにいることも、子育てのストレスの緩和や安心感の向上につながる。

【配慮事項のポイント】

〈コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）〉

- 頼りになる気心の知れた友人・知人が近くにいる。

計画的視点 4-2 通勤・在宅勤務環境

- 働き方の多様化の実現が求められており、職住近接や在宅でのテレワーク等に対するニーズも高まりつつある。
- 親の働き方は、子どもとの時間を確保する上でも重要である。

テーマ(52) 通勤の利便性が高い

【必要性・重要性】

- ・夫婦で協力して子育てをするうえで、子どもとふれ合える時間を確保するためには、通勤時間が短いことが望ましい。

【配慮事項のポイント】

〈立地環境（戸建住宅・共同住宅）〉

- 職住近接している又は通勤の利便性が高い。

テーマ(53) テレワークに対応した環境を整備する

【必要性・重要性】

- ・テレワークを快適に行うための執務環境の整備が求められる。

【配慮事項のポイント】

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- リビングや寝室などの個室の一角にテレワークスペースを整備する。

〈共用部分（共同住宅）〉

- コワーキングスペースを整備する。

